

医療保険各法等による指定について

当院は、健康保険法による保険医療機関の指定及び医療関係諸法令による指定にもとづき医療給付を行っております。関係法令等は以下のとおりです。

- **健康保険法、各種共済組合法、船員保険法等**
- **労働者災害補償保険法**
- **国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律**
- **生活保護法**
- **介護保険法**（法71条にもとづく居宅サービス及び通所リハビリテーション）
- **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**（旧結核予防法）にもとづく、結核指定医療機関
- **原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律**（旧被爆者援護法）にもとづく、被爆者一般疾病医療機関
- **難病の患者に対する医療等に関する法律**

※肝炎治療特別促進事業の指定は、受けておりません。